

消費者トラブル注意情報～令和7年5月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近、相談が増加している商品・サービス※をご紹介します。
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！
困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター等に相談しましょう。

(令和7年5月8日調査分)

商品・サービス	相談内容の例	助言
不動産賃借 (原状回復に関するトラブルなど)	20年以上住んだ借家を退去した。立ち合いをしたところ、修理代が敷金以上になるので追加料金を請求すると言われた。経年劣化と思われる部分の費用も含まれており納得できない。	退去する時、納得できない修繕費用を請求された場合には、国土交通省が定めている「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、貸主側に説明を求め、費用負担について話し合しましょう。また、契約する前に、退去時に請求される修繕費用等、書類の内容をよく確認するようにしましょう。あわせて入居時には、住居のキズや汚れ等の状況をよく確認して記録に残しましょう。 (参考) 広島県消費生活課ホームページ
社会保険 (保険証についての不審な電話など)	自宅に「健康保険証のことで連絡がある。」という自動アナウンスの電話があった。指示された番号を押すと男性が出て、「健康保険証が不正利用されており、放っておくと保険証やマイナンバーカードが使えなくなる。」という。本当だろうか	不安をあおって個人情報を入手したり、解決金名目で金銭をだまし取ろうとする詐欺電話ですので、個人情報は伝えず、すぐに電話を切ってください。着信履歴が残っていても、知らない番号にはかけ直さないようにしましょう。 (参考) 広島県消費生活課ホームページ
メイクアップ化粧品 (定期購入のトラブルなど)	先月ネット広告からシワが取れる化粧品を注文した。1回だけだと思っていたら今日3個入りの高額な化粧品が届いた。返品したい。	ネット広告には「1回限り」「解約不要」など興味をひくものがありますが、これらはアフィリエイト広告(商品等を紹介し、読者がその商品を買った場合報酬が得られる広告)が多く、お得感や効果ばかりが強調される傾向があります。このため、広告からアクセスした販売サイトの定期購入表示を見逃すことがあります。広告をうのみにせず、注文する前には、定期購入になっていないかなど取引条件を販売サイトでよく確認しましょう (参考) 広島県消費生活課ホームページ

※「最近、相談が増加している商品・サービス」について

商品・サービスごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1),(2)を比較(引き算)して、(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。

(1)最近の期間(調査日の約2週間前を最終日とした過去30日間)における割合

(2)過去の期間((1)以前の180日間)における割合

■相談窓口

○広島県消費者啓発サイト「[よくある相談事例](#)」⇒

○電話相談:(消費者ホットライン(局番なしの電話番号188(イヤヤ)) 最寄りの相談窓口につながります。
広島県消費生活センター(消費生活相談)は、082-223-6111
(受付時間/月～金曜日 9:00～17:00)

○電子メール相談:県サイト [電子メール受付](#)⇒

○消費生活課公式 X(旧 Twitter)⇒

■警察を名乗る電話にご注意ください!

警察を名乗る不審な電話に関する相談件数が増加傾向にあります。

消費者に電話の相手が警察であると信用させ、金銭等を要求してきます。警察を名乗る電話があったら、188(消費者ホットライン)又は#9110(警察相談専用電話)に相談しましょう。詳しくは[国民生活センター](#)へ

【発行】広島県環境県民局消費生活課(広島県消費生活センター)



広島県消費者啓発キャラクター
ナッキー＆ネリー
～Stop the 泣き寝入り～